

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成19年7月9日まで縦覧に供する。

平成19年5月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請のあった年月日

平成19年5月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人瀬戸内オリーブ基金

長嶋 俊介

小豆郡土庄町豊島家浦3837番地4

3 定款に記載された目的

この法人は、瀬戸内海周辺一帯及び流域で行われる、植樹・育苗等を中心とする自然再生、地域再生にかかる事業に対して、資金助成等を行い、基金を正会員以外の者に分配し、次の世代に美しいふるさとを残すことを目的とする。